

## 大村市新庁舎建設基本設計について

市民説明会やパブリックコメントの意見を踏まえ、別紙「基本設計書【概要版】」のとおり、基本設計の内容の見直しを行い、取りまとめました。見直しの主な内容は次のとおりです。

- (1) 歩行者と車両の交錯をできるだけ少なくするため、庁舎棟と南側駐車場の間にあった車道を廃止します。歩行者と車両の交錯する箇所については、安全対策として、横断歩道等路面標示や看板標示、ボラード(車両の進入を防ぐ地面から突き出した杭)の設置等を行います。
- (2) 駐車の際にバス・一般車両と動線が交錯する東側公用車駐車場の一部を南側駐車場へ移設します。
- (3) 屋根付きの車いす駐車場 5 台とは別に、妊産婦、傷病者、高齢者等の利用を想定し、広め駐車場 3 台を設置します。
- (4) 車両の入出庫は、車両ナンバー認識システム(カメラ式)を導入します。入庫はゲートなし、出庫は精算漏れを防ぐためゲートで管理を行います。また、サンセット通りからの入庫時は、広場駐車場の駐車状況がわかるよう満空標示灯を設置します。
- (5) 駐車場の安全性や駐車台数を確保する必要があることから、コンビ二用の敷地を活用することとし、コンビ二は庁舎内へ配置します。